

# 看護・介護の現場から

松本市四賀在住 NPO法人峠茶屋  
訪問看護ステーション 管理者江森けさ子

## 第2回

### 介護が分かる往復書簡

7月28日「あずみの里業務上過失致死事件」で被告とされていた准看護師に、「一審判決には明らかな誤認がある」として、東京高等裁判所は無罪の判決を下した。

コロナ禍で看護や介護の現場は疲弊しているなかで、日本中の介護の現場や関係者に朗報だ。即日弁護団は「上告するな」の声明を出した。



江森さん提供のイラスト

各界からも上告断念の声明が出され、8月11日には東京高検は「適法な上告理由が見いだせなかった」と上告を断念、准看護師は完全無罪になった。

6年もの長きにわたり被告とされてきたご本人の安堵のお気持ちと、無罪を信じ共に戦ってきた皆さんの喜びは、感慨もひとしおだったに違いない。

看護・介護の現場を担う者としても、介護を続けていけると、無罪判決は本当に嬉しかった。  
先般、山本久子さん宅に伺ったとき、ご主人が書かれたご高齢のお母様の介護記録

と、通所介護施設の連絡ノートを見せていただいた。  
克明な観察と対応が綴っており、ご家族のご苦労がにじみ出ていた。

身体をさすり、ときには添い寝をし、散歩に連れ出す。そして童謡を聞かせ、いつもの安らぎの時間を過ごされる様子に、施設では決してできない介護だと、感動しながら読ませていただいた。

Tデイサービスも、多忙な毎日の活動の中で、A4ノートの半ページに及ぶ記録に感心させられた。

人間の1日は切れ目なく生き続けている。特に認知症介護は連続性の中で、よかったと思われる介護を見つけ、統一した介護をすることで、当事者は安心して介護が受けられるのではないかと思っている。家族と施設側の双方の関係も信頼が得られる。  
デイサービスではよく寝ているようだから、家では寝れないのはなぜかと寝る時間の

調整が出来る。食事摂取量が分かれば双方が工夫する。こんな言葉に反応したねと分かる。コミュニケーションの方法を変えてみる。

あずみの里の過失致死事件では、警察の証拠調べに、職員が記載した記録が起訴理由に利用されたと聞く。

そのようなことがまかりとおれば、記録を書かなくなっ

てしまう。介護現場で書く記録は、ご本人の状況、行った介護と評価を次に繋げる重要な役割を果たしている。サービス提供事業所に対する県の実地指導でも、記録について厳しく問われる。  
Tデイサービスとご家族の往復書簡は、認知症の人とご家族、介護者に非常役立つ記録だと思っている。

ゴーヤがたくさんとれるので、佃煮を作ってみました。冷凍保存もできます。

#### 材料

ゴーヤ	500g
しょうゆ	50cc
砂糖	100g
酢	40cc
かつおぶし	10g
ゴマ	適量



#### 作り方

1. ゴーヤは縦に切ってスプーンで種と綿を取り除く。
2. 2ミリくらいに薄く切って、熱湯にいれさっと茹で、水気をしっかり絞る。
3. 砂糖、醤油、酢をあわせて沸騰させ、その中にゴーヤを入れて中火で煮る。
4. 汁気がなくなるまで煮込み、最後にかつおぶしとゴマを入れます。

#### 部内資料

発行責任者 太田 勅 (62-5727)  
 議員連絡先 薄井 孝彦 (62-5093)  
 編集責任者 服部 久子 (62-4357)  
 山本 久子 (61-1066)

日本共産党  
池田ファンクラブ・ニュース  
あした天気にな〜れ

226号  
2020年8月

## 「あずみの里」裁判 逆転無罪判決 「介護の未来」を大きく切り拓く結果に！

7月28日、東京高等裁判所は特養あずみの里業務上過失致死刑事事件にたいして逆転「無罪」判決を下し、8月11日東京高検は上告する理由がないというので、上告を断念。この裁判の「無罪」が確定しました。

裁判の概略を、現在松本協立病院中健康友の会事務局長であり、事件時はあずみの里の事務長だった細川泰啓さんに書いていただきました。・・・以下  
2012年12月12日午後3時過ぎ、特養あずみの里Cチーム食堂にて17人の利用者さんがおやつを食べていました。

日頃は、2人の介護職員で業務をするのですが、この日は1人の介護職員が他の利用者対応に時間を要していたので、准看護師の山口さんが手伝いに入り、おやつ配膳、食事介助に入りました。  
ほどなく、すぐ後ろにいた利用者さん（今回お亡くなりになった方）が意識を失いイスに仰向

けにもたれかかっているところを発見され、病院へ救急搬送されましたが、意識が戻らぬまま約1か月後に永眠されました。その後、ご家族とは示談となりましたが、山口さんは2014年12月26日に松本地方裁判所に業務上過失致死罪で在宅起訴となりました。  
2015年4月27日に松本地裁で第1回公判が開かれ、その後23回の公判が行われ2019年3月25日に検察の求刑通りの有罪判決となりました。  
しかし、山口さん弁護団は即日控訴を行い、東京高裁での「無罪を勝ちとる」たたかいがはじまりました。

そして、この7月28日の東京

高裁第二回公判での判決は逆転「無罪」となりました！  
判決内容は、松本地裁の一審判決「有罪」の破棄のみならず、そもそも、今回の件は起訴に値しないという判断もされました。さらに、この判決は介護を受ける高齢者の人権にもふれ、それに携わる介護職員に希望を与える文面で締めくくられています。

「窒息の危険性が否定しきれないからといって、食品の提供が禁じられるものでないことは明らかである」「間食も含め食事は人の精神的な満足感や安らぎを得るために有効かつ重要である」。  
この判決は、まさしく「介護の未来」を大きく切り拓くことができる結果となりました。

これまでの皆様からのご協力、ご支援に深く感謝し、報告とさせていただきます。  
(細川泰啓)

#### 文芸欄

皆様からの投稿を掲載しています。

#### 俳句

- 田に入りて 鴨行水 炎暑かな 幸代
- 子らの夏 休み短かし 声低し 由美
- 夏休み ババのスマホは 孫の手に 久子



#### コラム 有明

75年前、広島・長崎に投下された原爆により、その年だけで亡くなった人は21万4千人に及びました。現在でも被爆者健康手帳を持ち、治療を行っている方は9万7400人を数えます。▼7月29日広島地裁は放射性物質を含んだ「黒い雨」を巡り、国の援護対象区域外にいた原告84人全員を被爆者と認める判決を下しました。しかし国は被爆者を放置し続けてきた政策を踏襲し、何の反省もなく高裁へ控訴しました。理由は判決が「科学的知見に基づいていない」としていますが、原告が放射能を含む「黒い雨」を浴び、その後さまざまな原爆症に苦しんでいる事実こそが、科学的根拠です。▼戦後の講和条約で日本は米国への賠償請求権を放棄しました。国は被爆者全員を救済しなければならぬ責務を負っているにもかかわらず、高齢化が進む「黒い雨」を浴びた人たちの、切なる思いをいたずらに踏みこむ安倍政権は許されるものではありません。控訴取り下げを強く求めます。